申告相談日程

and the second s			町内会名	町内会名
		~~	(午前9時から午前11時30分)	(午後1時から午後4時)
2月	12 日	*	小坂	太田川
	13 日	金	前田・泉田上	泉田中・泉田下
	16 日	月	板橋	板橋南
	17 日	火	鳥取	内谷西・内谷東
	18 日	7 <u>k</u>	貝田	
	19 日	*	大木戸	高城・山根
	20 日	金	光明寺	大坂
	23 日	月	鶉町・上野・滝山	源宗山(西・東・北)
	24 日	火	山崎北・小林・山崎舘	山崎(小舘・宮舘)宮前
	25 日	水	山崎沢田	山崎耕谷
	26 日	*	石母田(東・表・北)	石母田(原・西)
	27 日	金	駅前・錦町	大町南
3月	2 日	月	大町北・本町	宮町(南・北)・藤田宮前
	3 日	火	藤田光陽・町東	宮東
	4 日	7 <u>k</u>	原町	中部
	5 日	*	並柳	築舘・北部
	6 日	金	川内	
	9日	用	森江野第1	森江野第 2
	10 日	火	森江野第3	森江野第 4
	11 日	水	徳江北	森江野第7
	12 日	木	森江野第8	森江野第 9
	13 日	金	森江野第 10・第 11	森江野第 12
	16 日	月	予侦	

※混雑を避けるため、指定 期日に申告相談されるよう ご協力をお願いします。な お、当日都合の悪い方は期 間中の都合の良い日に申告 してください。

②収入が、遺族(障害)年 金、雇用保険(失業給付金) に限る方。

申告相談は不要となりま

提出先: 申告会場若しくは 税務課(1階執務室)

「確定申告書等作成コーナー」

相談会場(控え室)に設けます

給与や年金所得の還付申告等の場合、簡単に申告書ができあがります。不明な点は、専任スタッフによる操作サポートがあります。お待ち頂く時間も短縮されますので、ご利用をお勧めします。

- ◆日中多忙な方は、国税庁ホームページ「**確定申告** 書等作成コーナー」から確定申告書の作成ができま す。(申告書は、郵送等により税務署へ提出願います。)
- ◆ e-TAX(国税電子申告・納税システム)により、 インターネット環境を利用して確定申告が可能です。
- ①会場に出向くことなく、相談会場開設期間前より、一部のメンテナンス時間を除き、24時間ご利用できます。
- ②申告書郵送の手間が要りません。

準備するもの

- a) 住民基本カード(注1)
- b) 電子証明書(注1)
- c) IC カードリーダ (注 2)
- (注 1) 発行手数料は、各 500 円となります。

発行担当課:住民生活課 585-2115

(注 2) 電器店でお求めください。価格 2,000 円から 3,000 円程度。

詳しくは、国税庁ホームページからご確認ください。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の 記載漏れのないように ご注意ください。

確定申告 検索





所得税・住民税の 申告相談

◆期間 2月12日本から3月16日月 ◆会場 観月台文化センター 3階 (第1・2研修室)

町では、2月12日から3月16日までの間、所得税・ 町県民税の申告相談を行います。

この申告は、昨年1月から12月までの所得を申告していただくもので、平成27年度の町県民税や国民健康保険税などの課税の基礎となります。

申告相談には「確定申告書(封筒)」または、町から送付された「所得申告相談について(案内葉書)」などの必要書類を持参し、期限内に申告してください。

申告が必要な方

税務署からの「確定申告書案内(封筒・葉書)」および町からの「案内葉書」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要となります。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家 賃、配当などの所得がある」
- ②「給与の年収額が 2,000 万円を超える」「給与の他 に所得がある」「2ヶ所以上から給料をもらってい る」「年末調整ができなかった」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡したこと により、所得税がかからない」場合など

申告相談に持参するもの

I 収入・必要経費のわかるもの

①事業者の方⇒収支内訳書

農業をされている方:平成 26 年中の農作物等に かかる収入帳(農産物受払帳)、経費帳等の諸帳簿。 諸帳簿の根拠書類等

営業をされている方:平成26年中の売上帳、仕入 帳、経費帳等の諸帳簿。諸帳簿の根拠書類

※平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の 対象が拡大されました。 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務 を行う全ての方について対象となります。

- ②事業者で東京電力から補償金を受け取った方⇒補 償通知書等、補償内容がわかるもの
- ③土地・建物等の譲渡があった場合には、**売買契約** 書または**買取証明書**等
- ④給与やパート等及び年金受給者の方は、源泉徴収 票または支払証明書等

Ⅲ 所得から控除するための証明書など

- ①生命保険料や個人年金保険料(10年以上の掛け金)の控除証明書
- ②地震保険料等の支払証明書
- ③国民年金保険料の控除証明書
- ④医療費控除を受ける方(支払った医療費が 10 万円 または所得の 5%を超えた場合)はその領収書及 び介護保険制度に基づくサービスを受けられた方 はその利用料等の領収書
- ⑤雑損控除を受ける方は被害を受けた資産の取得価格・取得時期のわかるもの、被害を受けた資産の修繕費・取壊し費用などのわかるもの、被害を受けた資産について受け取る保険金額のわかるもの
- ⑥繰越控除を受ける方は、平成 25 年分の確定申告書 等、繰越損失額のわかるもの
- ⑦その他必要と認められる書類

11 10